固定資産税の現況調査にご協力を

◎家屋の調査について

30年度からの固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、1月2日～30年1月1日に新築や増築した家屋を対象に、家屋調査を行います。調査は原則、市職員が複数人で伺い、所有者の立ち会いの下、家屋の外と内部の間取り・使用資材などを確認するものです。調査を行うときは、事前に文書で連絡し、日時を調整してから伺います。

◎家屋の取り壊し・増築の際にはご連絡を

建物の全部または一部を取り壊した場合、または増築した場合には、登記・未登記にかかわらず、ご連絡ください。

◎土地の調査を実施します

土地の利用状況を調査するため、市職員が市内全域を自転車で巡回します。調査の実施期間は10月～12月頃です。

※家屋・土地ともに、調査時は市職員が「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

詳しくは課税課家屋資産税係☎470・7777（内線2342～2344）、同課土地資産税係（内線2338・2339・2341）へ。

28年度個人情報保護制度の運用状況と情報公開制度の利用状況

◎個人情報保護制度の運用状況

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。28年度の運用状況は、次の通りです。

個人情報の開示請求の処理状況は、30件中、開示決定10件、一部開示決定7件、非開示決定13件（うち不存在13件）でした。訂正請求の処理状況は、9件中、棄却9件でした。また、苦情申出が3件ありました。利用中止請求および審査請求はありませんでした。

◎情報公開制度の利用状況

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、東久留米市情報公開条例を定めています。28年度の利用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求の処理状況は、72件中、開示決定18件、一部開示決定45件、非開示決定8件（うち不存在8件）、取り下げ1件でした。また、審査請求はありませんでした。

詳しくは総務課法務・文書担当☎470・7714へ。

7月1日～8月31日は寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず、法律で禁止されています。有権者が寄附を求めることも禁止されています。これに違反すると罰則の対象になります。

政治家は有権者に寄附を「贈らない！」、有権者は政治家に寄附を「求めない！」、政治家から有権者への寄附は「受け取らない！」の「三ない運動」を皆さんで徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

なお、ここでいう「政治家」とは、現に公職にある人に加え、候補者や候補者になろうとしている人も含みます。

詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7777へ。

就学予定児童・生徒の就学相談のお知らせ

市では、来春小・中学校へ入学するお子さんの病気や発育などで、悩みや不安などを感じている保護者を対象に、就学相談を受け付けています。

一人ひとりのお子さんが、可能性を最大限に伸ばすための適切な学校教育を受けることができるように、就学相談員が相談・情報提供します。

【受付日時】7月3日(月)から。午前9時～午後4時

【受付・相談会場】指導室（市役所6階。電話受け付けも可）

【相談内容】子どもの発達や日常の様子、就学について

詳しくは同室特別支援教育係就学相談員☎470・8032へ。

新しい「介護保険負担割合証」を送付します

65歳以上の介護保険の被保険者で、要介護（支援）の認定を受けている方および事業対象者に交付している「介護保険負担割合証」が、8月1日を基準日として一斉更新となります。

8月1日（火）から使用する新しい「介護保険負担割合証」は、7月末までに郵送します。これまで使用していた負担割合証は「水色」でしたが、新しい負担割合証は「桜色」になりますので、ご確認ください。

8月1日(火)以降に介護サービスを利用する際は、必ず「介護保険被保険者証(緑色)」と共に、新しい「介護保険負担割合証(桜色)」をケアマネジャーに提示してください。

「介護保険負担割合証（水色）」で介護保険サービスを利用すると、差額分の納付や払い戻しが必要となることがありますので、ご注意ください。

【交付対象】要介護（支援）認定を受けた方・事業対象者

【交付時期】原則年1回（8月1日）。ただし、住民税の所得更正などにより負担割合が変更になった方や、新たに要介護（支援）認定を受けた方、基本チェックリストの判定を受けた方には随時交付します

【適用期間】8月1日（新たに認定を受けた方は申請日）～翌年の7月31日

◎利用者負担の割合について

介護保険のサービスを利用した際の利用者負担は、前年の所得金額に応じ、2割または1割になります。

【2割の方】本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方（ただし、本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方でも、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯で346万円未満の方は1割負担となります）

【1割の方】前記以外の方

29年度介護保険料額決定通知書を送付します

65歳以上の方を対象とした、29年度の介護保険料額決定通知書を、7月12日（水）に送付します。

保険料の納付方法については、受給している年金から天引きとなる方と、指定された納期限までに納付する方法などの方法により各自で納める方がいます。介護保険料額決定通知書が届きましたら、保険料額や保険料の納付方法をご確認ください。

納付書で納める方は、市役所本庁舎および各連絡所のほか、銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）などの各金融機関、全国のコンビニエンスストアで納付してください（ただし、コンビニエンスストアでの納付は、納期限までに納付する場合に限ります）。また、日中に外出することが難しい方、納め忘れが心配な方は、便利な口座振替をご利用ください。

◎保険料額の決まり方

65歳以上の方の介護保険料額は、市全体の介護保険のサービスに要する費用が賄えるよう算出された「基準額」を基に、被保険者本人や世帯員の前年中の所得に応じて算出されます。所得が少ない方には、低い保険料額が設定されています。

◎保険料を滞納すると

介護保険制度は、65歳以上の方が納める保険料のほか、40歳～64歳の方が公的医療保険の保険料と併せて納めている保険料、納税者全員が負担する公費（税金）を財源として、多くの方で負担を分かち合うことにより成り立っています。

こうした負担の公平性を保つため、保険料を滞納した方には、その滞納の期間に応じて、介護サービスを利用した際の保険給付に一定の制限を設ける措置（自己負担割合の引き上げや給付の一部差し止めなど）を行うことになります。

介護保険は介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるための制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族にかかる負担を軽くするものでもあります。

保険料の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは介護福祉課保険係☎470・7777（内線4910・4911）へ。

第2回 総合教育会議を開催します

【日時】7月13日（木）午前10時40分～正午（10時半から会場入り口で受け付け）

【会場】中央図書館視聴覚ホール

【議題】これからの防災教育に向けて～学校と地域の連携を考えるほか

詳しくは教育総務課庶務係☎470・7775へ。

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を更新します

70歳以上の国民健康保険被保険者には、被保険者証に一部負担金割合（1割～3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下、被保険者証兼高齢受給者証）を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、29年度の住民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します（左下表参照）。この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

【ご注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください

一部負担金割合が3割でも申請で2割になる場合があります

申請による再判定の基準に該当し、一部負担金割合が3割から2割になる可能性がある方には、案内と申請書を送付します。

再判定を希望する方は、被保険者証兼高齢受給者証、28年分の収入額が確認できるもの（確定申告書の控え、源泉徴収票など）、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類（通知カードなど）、身元確認書類（免許証など）を持参の上、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割で、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。

詳しくは同係☎470・7732へ。

国民健康保険における高齢受給者証判定基準

※判定対象者は、70歳以上の国民健康保険被保険者です。

課税所得金額（※1）	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割（現役並み所得者）	収入383万円未満（判定対象者が2人以上の場合は520万円未満）	一部負担金割合が2割（※3）になります（申請がない場合は3割と判定）
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者（※2）の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	
		上記以外の方	申請による変更はありません
判定対象者全員が145万円未満の場合	2割（※3）	住民税課税世帯（一般）（※4）	
		住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます

※1　課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
一部負担割合の判定日が属する年の前年（判定日の属する月が1月～7月の場合は前々年）の12月31日現在に世帯主で、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額－（16歳未満の被保険者数）×33万円－（16歳～19歳未満の被保険者数）×12万円】で算出された所得金額で一部負担金割合の判定をします。

※2　特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。

※3　一部負担金割合が2割の方で、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。

※4　平成27年1月2日以降に70歳に到達する被保険者が属する世帯で、判定対象となる方の「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も一部負担金割合は2割（※3）です（旧ただし書所得とは、総所得金額、山林所得金額、株式・長期〈短期〉譲渡所得金額の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです）。